相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡白浜町三七四四番地五七、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町三七四四番地の五七、五八
被相続人　亡　北村　和夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月六日
兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目三番三号　神戸ハーバーランドセンタービル一〇階　神戸合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辰巳　裕規

第８期決算公告

平成26年11月6日
東京都中央区新川一丁目1番7号新川ビル4－A　SK内
Angel Street特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	5,576,416	流動負債	56,588
その他の資産	724,175	固定負債	3,543,319
流動資産	709,887	負債合計	3,599,907
固定資産	585	社員資本	2,700,684
繰延資産	13,703	特定資本金	5,000
		優先資本金	2,629,100
		剰余金	66,584
		当期未処分利益	66,584
		純資産合計	2,700,684
資産合計	6,300,592	負債・純資産合計	6,300,592

損益計算書の要旨
（自　平成26年1月1日　至　平成26年6月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	176,210
営業費用	104,096
営業利益	72,113
営業外収益	64
営業外費用	4,850
経常利益	67,327
税引前当期純利益金額	67,327
法人税、住民税及び事業税	746
当期純利益金額	66,581

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市奈良阪町一〇七番地、最後の住所奈良県奈良市南京終町一丁目一八〇番地の一
被相続人　亡　鈴木　信子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月六日
奈良県奈良市中登美ヶ丘六―三―三リコラス登美ヶ丘A棟二〇二　弁護士法人松柏法律事務所生駒事務所
相続財産管理人　藤木　秀行

第８期決算公告

平成26年11月6日
東京都中央区新川一丁目1番7号新川ビル4－A　SK内
Golden River特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	4,022,677	流動負債	84,729
その他の資産	403,054	固定負債	2,801,433
流動資産	390,468	負債合計	2,886,162
固定資産	5,112	社員資本	1,539,568
繰延資産	7,472	特定資本金	5,000
		優先資本金	1,490,000
		剰余金	44,568
		当期未処分利益	44,568
		純資産合計	1,539,568
資産合計	4,425,731	負債・純資産合計	4,425,731

損益計算書の要旨
（自　平成26年1月1日　至　平成26年6月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	133,601
営業費用	84,404
営業利益	49,197
営業外収益	5
営業外費用	3,886
経常利益	45,316
税引前当期純利益金額	45,316
法人税、住民税及び事業税	747
当期純利益金額	44,568

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区田原四三一番地二、最後の住所岡山市北区田原五〇五番地
被相続人　亡　柾岡　等
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月六日
事務所岡山市北区南方一丁目二番一号かわた合同法務事務所
相続財産管理人　髙谷　結妃

第27期決算公告

平成26年11月6日
茨城県水戸市米沢町392番地
エスティコンサルティング株式会社
代表取締役　宇留野秀一

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	143,251
	固定資産	97,731
	合計	240,982
負純資産及び債の部	流動負債	94,828
	固定負債	127,627
	退職給付引当金	5,000
	株主資本	18,527
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 31,473
	利益準備金	1,300
	その他利益剰余金	△ 32,773
	（うち当期純損失）	（11,044）
	合計	240,982

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月七日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十一月四日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十六年十一月六日
茨城県水戸市米沢町三九二番地
エスティコンサルティング株式会社
代表取締役　宇留野秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区矢賀二丁目八二九番地、最後の住所広島市東区矢賀二丁目二番六号
被相続人　亡　坂本　節子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十一月六日
事務所広島市中区東白島町一四番一五号ＮＴＴクレド白島ビル七階
相続財産管理人　弁護士　中井　竜

第10期決算公告

平成26年11月6日
京都府舞鶴市字上福井117番地
北京都商事株式会社
代表取締役　志摩　敏樹

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	134,022
	固定資産	114,678
	合計	248,701
負純資産及び債の部	流動負債	78,360
	固定負債	0
	株主資本	170,341
	資本金	13,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	157,341
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	157,341
	（うち当期純損失）	（1,612）
	合計	248,701

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十一月六日
京都府舞鶴市字上福井一一七番地
（甲）北京都商事株式会社
代表取締役　志摩　敏樹
京都府舞鶴市字公文名一六〇番地の一
（乙）有限会社舞鶴住建
代表取締役　安星　智司